

2018年1月10日  
株式会社七十七銀行

「<七十七>経営者のための事業承継セミナー」の開催について

株式会社七十七銀行（頭取 氏家 照彦）では、お客さまへの情報提供の一環として「<七十七>経営者のための事業承継セミナー」を開催いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

本セミナーでは、企業オーナー様向けに、平成30年度税制改正をふまえた事業承継対策について専門家が講演いたします。

当行では、今後ともより一層お客さまの幅広いご要望にお応えできるよう、様々な情報提供に努めてまいります。

記

1. 開催日時および内容

日 時：2018年2月8日（木） 13:30～15:30

テーマ：納税猶予制度の活用について

講 師：税理士法人山田&パートナーズ

仙台事務所 所長

税理士 半田 生穂 氏

2. 会 場

七十七銀行本店4階大会議室

3. 定 員

100名（予約制）

4. お申込方法

七十七銀行本支店にて受付いたします。

5. お申込期限

2018年2月2日（金）

以 上

参加  
無料

# 〈七十七〉 経営者のための 事業承継セミナー

テーマ：納税猶予制度の活用について

将来にわたって事業を継続・発展させていくために円滑な世代交代を行うことが、多くの企業の経営課題となっています。

こうした中、平成30年度税制改正により、「非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予及び免除の特例」において、10年間の特例措置として、各種要件の緩和を含む改正が行われることとなりました。

本セミナーでは、平成30年度税制改正をふまえた事業承継対策について解説します。

## 【主な改正点】

◆受け継いだ株式にかかる相続税の負担

株式の2/3について  
80%猶予

全株式について  
全額猶予

◆猶予の対象

筆頭株主のみ

最大3名まで

◆雇用要件

5年で8割の雇用を維持

要件を緩和

日時 平成30年2月8日（木）13：30～15：30  
（13：00より受付を開始いたします）

会場 七十七銀行本店4階  
仙台市青葉区中央3-3-20

講師 税理士法人山田&パートナーズ  
仙台事務所 所長  
税理士 半田 生穂 氏

定員 100名（予約制）



参加申込みは裏面をご覧ください



お申込みは、下記必要事項をご記入のうえ、  
当行本支店窓口にお持ちいただくか、  
FAXにて直接お申込みください。

七十七銀行 営業渉外部 資産運用サポート課  
FAX：022-264-2744

## <七十七> 経営者のための事業承継セミナー 参加申込書

●お申込み締切日：平成30年2月2日（金）

※定員に達し次第締め切らせていただきます。

### ■ご記入欄■

貴社名			
ご参加者名	役職：		
	役職：		
お電話番号		お取引店	支店

◆ご記入いただきました情報は、本セミナーの運営に必要な範囲内でのみ使用し、他の目的に使用することはありません。

お問合せ先

七十七銀行 営業渉外部 資産運用サポート課  
TEL：022-211-9736